

# 利用料金等のご案内(2019年10月1日より料金変更)

【一日あたりの費用】 ※単位：円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
①サービス利用料金	559	627	697	765	832	
②日常生活継続支援加算	36	36	36	36	36	
③栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14	
④看護体制加算(Ⅰ)	4	4	4	4	4	
⑤看護体制加算(Ⅱ)	8	8	8	8	8	
⑥夜勤職員配置加算	16	16	16	16	16	
⑦精神科療養指導加算	5	5	5	5	5	
⑧1日当たりの自己負担額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	642	710	780	848	915	
⑨褥瘡マネジメント加算 (※3ヶ月につき)	10	10	10	10	10	
⑩口腔維持機能管理体制加算 (※1ヶ月につき)	30	30	30	30	30	
⑪居住費	1段階		0			
	2・3段階		370			
	4段階		855			
⑫食費負担額	1段階		300			
	2段階		390			
	3段階		650			
	4段階		1,392			
⑬自己負担合計額/日 (⑧+⑪+⑫)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	4段階(3割)	4,173	4,377	4,587	4,791	4,992
	4段階(2割)	3,531	3,667	3,807	3,943	4,077
	4段階	2,889	2,957	3,027	3,095	3,162
	3段階	1,662	1,730	1,800	1,868	1,935
	2段階	1,402	1,470	1,540	1,608	1,675
1段階	942	1,010	1,080	1,148	1,215	
⑭介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の介護保険自己負担総額(居住費、食費を除く)の8.3%					
⑮介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の介護保険自己負担総額(居住費、食費を除く)の2.7%					

<参考>一ヶ月あたりの自己負担額 (◆注 その他加算が加わりますのでおおよその目安となります。)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
⑯自己負担合計額/月	4段階(3割)	136,064	143,083	150,309	157,329	164,246
	4段階(2割)	113,928	118,608	123,425	128,105	132,716
	4段階	91,793	94,133	96,541	98,881	101,187
	3段階	53,756	56,096	58,504	60,844	63,150
	2段階	45,696	48,036	50,444	52,784	55,090
	1段階	31,436	33,776	36,184	38,524	40,830

## ○その他の費用

①医療費	主治医、その他の医療機関
②理容代	1回 1,500円
③インフルエンザ予防接種代	年1回接種 実費負担（市町村より助成金有）
④医療材料費	ウロバック、グリセリン浣腸等が対象となる
⑤日用品費	ティッシュペーパー、歯ブラシ、義歯洗浄剤 など 【施設購入を依頼される方】ティッシュペーパー 60円 ※入院中のおむつ代・洗濯にかかる費用は、自己負担となります。

## ○その他の加算(下記加算は1割負担の場合です。負担割合が2割の方は下記加算も2割、3割の方は3割負担となります)

①個別機能訓練加算	1日 12円	機能訓練指導員等により、ご契約者の心身の状況に応じて個別に計画を作成し、それに基づき日常生活を送るのに必要な機能の回復及び低下予防を目的とし、月1回以上訓練を実施した場合に算定される。
②生活機能向上連携加算	1ヶ月につき100円	個別機能訓練を行っており、訪問もしくは通所リハビリテーションの事業所または、医療提供施設の理学療法士等が施設職員と共同でアセスメントを行い、訓練計画を作成した場合に算定される。
③経口移行加算	1日 28円	経管により食事を摂取している方について、医師などが共同して、経口移行計画に基づき経口の食事の接種を進めるための栄養管理を行った際に算定される。（180日間） ※必要に応じ、180日を超える場合もあり。
④療養食加算	1日 18円	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な食事を提供する場合に算定される。 ※糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食等
⑤認知症専門ケア加算	1日 4円	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」以上で、認知症の専門的な研修を受けた職員の配置人数が要件を満たした場合に算定される。
⑥初期加算	1日 30円	在宅、福祉施設等から入所した日から起算して30日以内の期間について算定される。
⑦配置医師緊急時対応加算	1回650円 (6時～8時、18時～22時) 1回1,300円 (22時～6時)	複数の医師を配置する体制を整備し、医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間または深夜に施設を訪問し、入所者の診療を行った場合に算定される。
⑧看取り介護加算	1日144円 (死亡日以前4～30日) 1日780円 (死亡日の前日・前々日) 1日1,580円 (死亡日)	⑦の体制を整備し、医師が医学的所見に基づき回復の見込みがないと診断した方に対し、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意のもと、看取り介護計画を作成し、その人らしさを尊重した看取りを行う場合に算定される。
⑨入院・外泊時料金	1日 246円	入院、外泊の場合、6日間を限度に算定される。
⑩口腔機能維持管理加算	1ヶ月につき90円	介護職員が入所者に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を月2回以上行う場合に算定される。

## ○所得に応じた減額制度

段階区分	上限額
第1段階	15,000円
第2段階	15,000円
第3段階	24,600円
第4段階	44,400円
第4段階 現役並み所得者に相当する方がいる世帯	44,400円

※減額制度が適用されるかどうかは、サービスを利用される方がいる世帯内の収入により異なります。